

警察官の職務に協力援助した者の災害給付 に関する法律による災害給付の概要

○ 給付を受けることができる場合

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律による給付を受けることができるのは次の場合です。ただし、被害者や水難者等と一定の関係にあるなど、給付を受けることができないときがあります。

・ 警察官が職務執行上の必要により援助を求めた場合

警察官が職務執行上の必要により援助を求めた場合に、警察官の職務遂行に協力援助し、そのために負傷又は死亡されたとき。

・ 現行犯人の逮捕又は被害者の救助の場合

現行犯人の逮捕又は被害者の救助を行い、そのために負傷又は死亡されたとき。

・ 水難等における人命救助の場合

水難、山岳遭難、交通事故等で人の生命に危険が及び又は及ぼうとしている場合に、自らの危難を顧みず人命救助に当たり、そのために負傷又は死亡されたとき。

○ 給付の種類

給付は、療養給付、傷病給付、障害給付、介護給付、遺族給付、葬祭給付及び休業給付の7種類です。

○ 給付を行う者

都道府県の警察官に協力援助した場合は当該都道府県（県警本部等）が、現行犯人の逮捕若しくは被害者の救助又は人命救助をした場合は当該逮捕又は救助に当たった場所の存する都道府県（県警本部等）が認定し、その給付を行います。

○ 最近5年間の認定者数

	警察官が職務上の必要により援助を求めた場合		犯人の逮捕又は被害者の救助の場合		人命救助の場合		合 計		
	負 傷	死 亡	負 傷	死 亡	負 傷	死 亡	負傷	死亡	合 計
25年度	2	0	17	0	6	3	25	3	28
26年度	4	0	20	0	6	7	30	7	37
27年度	2	1	19	0	4	2	25	3	28
28年度	4	0	13	0	6	5	23	5	28
29年度	3	0	12	0	2	4	17	4	21

○ 関係団体の紹介

（公財）警察育英会から死亡又は障害を負われた協力援助者の子弟に奨学金が、（公財）警察協会から、死亡された協力援助者の御遺族に弔慰金等が、負傷された協力援助者に見舞金が支給されます。

詳細については、それぞれの財団にお問い合わせください。

（公財）警察育英会 03（5213）8417

（公財）警察協会 03（5213）8414